

東広島都市計画地区計画の変更(東広島市決定)

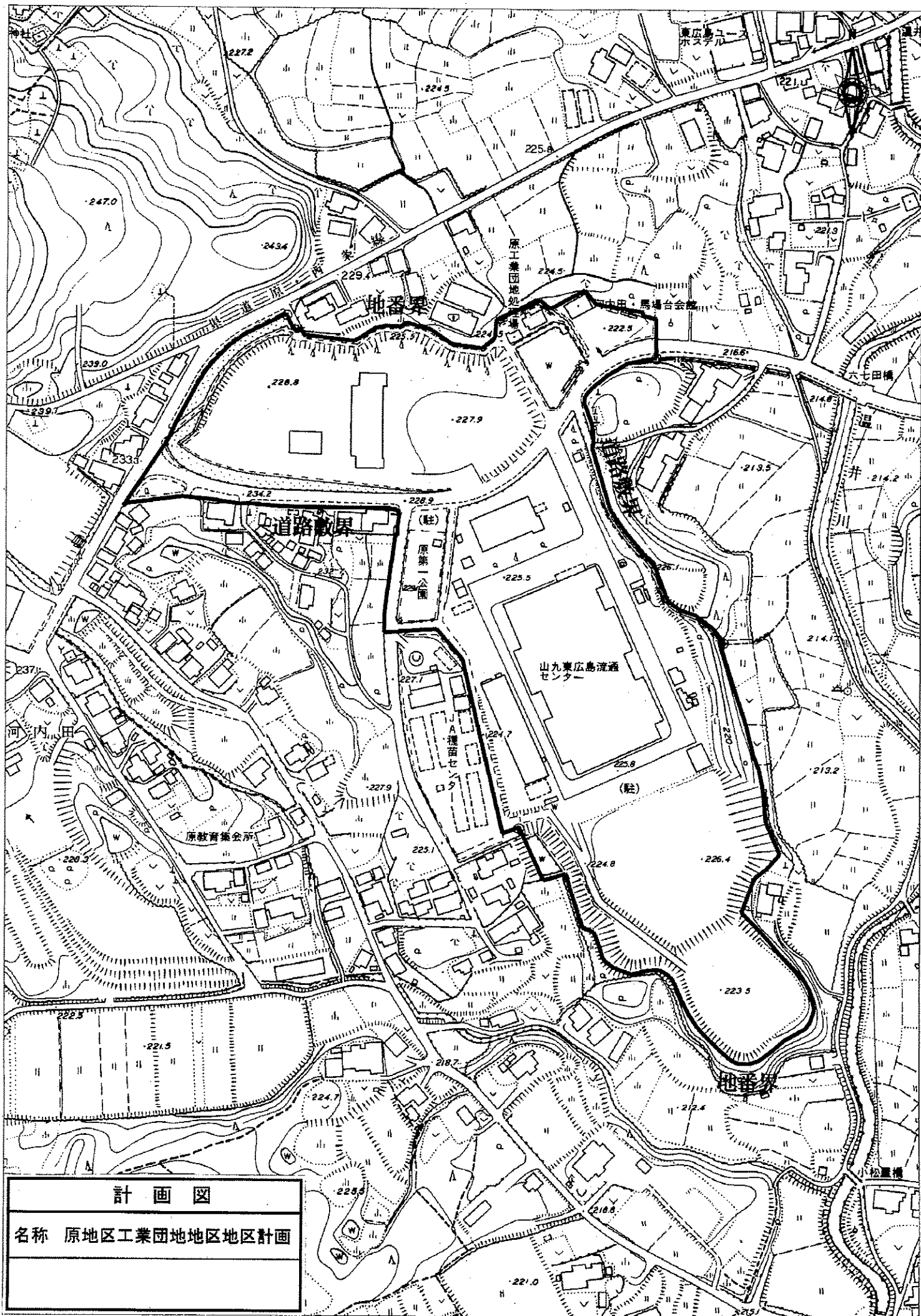
都市計画原地区工業団地地区地区計画を次のように変更する。

名 称		原地区工業団地地区地区計画	
位 置		東広島市八本松町原の一部	
面 積		約 8. 9 h a	
地 区 計 画 の 目 標		広島中央テクノポリス開発構想に基づき、広島中央テクノポリス圏域の中部開発ゾーンとして、”産・官・学”の3機能のうち”産”の一翼を担うため整備を行った当該地区において、建築物に関する制限等を行い、緑化の推進、公害・災害の未然防止を図ることにより、主に工業団地としての機能の維持及び増進と、周辺地域の環境保全を図ることを目的とする。	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用に関する基本方針	当該地区は、周辺環境を配慮したうえで、高度技術工業集積の場にふさわしい土地利用を図る。	
	建築物等の整備の方針	工業団地としての機能の維持及び増進を図るとともに、緑化の推進、公害、災害の未然の防止及び周辺地域の環境の保全を図るため建築物等について、以下の制限を定める。 1 建築物等の用途の制限 2 建築物の容積率の最高限度 3 建築物の建蔽率の最高限度 4 建築物の敷地面積の最低限度 5 壁面の位置の制限 6 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 7 建築物の緑化率の最低限度 8 垣又は柵の構造の制限	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	別表に掲げる建築物は建築してはならない
		建築物の容積率の最高限度	2 0 / 1 0
		建築物の建蔽率の最高限度	6 / 1 0
		建築物の敷地面積の最低限度	5 0 0 m ²
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界線（敷地境界線が当該敷地に属する法面の法尻で構成されている場合は、当該法面の法肩）までの距離は3メートル以上とする。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物及び工作物の形態、色彩、材料及び意匠は、美観を確保し、周囲の環境、景観に調和したものとする。
		建築物の緑化率の最低限度	2 / 1 0
		垣又は柵の構造の制限	1. 垣又は柵の構造は生垣又は網状その他これらに類する透視可能な柵とする。 2. 門及び門扉の高さは2メートル以下とする。
備 考			

『区域については、計画図の表示のとおり』

別 表

- | | |
|----|---|
| 1 | 建築基準法別表第二（る）項「準工業地域に建築してはならない建築物」各号に掲げる建築物 |
| 2 | 住宅 |
| 3 | 共同住宅、寄宿舍又は下宿 ただし、当該地区に立地する業務の従事者のための共同住宅及び寄宿舍を除く。 |
| 4 | 物品販売業を営む店舗又は飲食店 |
| 5 | ホテル又は旅館 |
| 6 | ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する政令で定める運動施設 |
| 7 | カラオケボックスその他これに類するもの |
| 8 | マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの |
| 9 | 自動車教習所 |
| 10 | 畜舎 |
| 11 | キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの |
| 12 | 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 |
| 13 | 神社、寺院、教会その他これらに類するもの |
| 14 | 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの |
| 15 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における「風俗営業」又は「店舗型風俗特殊営業」を営む施設 |



計画図

名称 原地区工業団地地区地区計画